

GYOSEI NO MADDO

水産庁施策情報誌 漁政の窓 2020.4 vol.170

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1合同庁舎1号館 代表 03-3502-8111 (内線6505) URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>



1

水産庁施策情報誌漁政の窓

令和2年3月
魚 群

C O N T E N T S

- 1. 水産資源管理の基本的な考え方 2
- 2. 資源管理の手法 2
- 3. 我が国周辺水域の水産資源の状況等 2
- 4. 新たな資源管理システム 3
- 編集後記 8

1. 水産資源管理の基本的な考え方

自然の再生産システムの中で産卵、成長、世代交代する水産資源は、適切な漁獲を行えば持続的な利用が可能です。一方、人間活動の観点からみれば、水産資源は、通常、自然の状態においては誰の所有にも属しておらず、漁獲されることによって初めて人の所有下に置かれるという性格（無主物性）を持っています。このため、水産資源の漁獲に当たって何の制限も課されていない状態では、自分が漁獲を控えたとしても他者がそれを漁獲することが懸念され、いわゆる「先取り競争」を生じやすくなります。

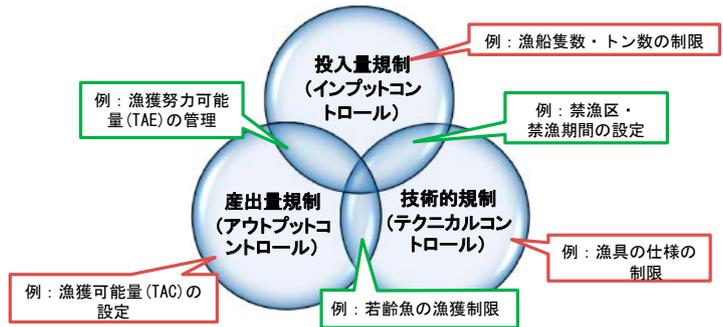
「先取り競争」によって、資源状況からみた適正水準を超える過剰な漁獲が行われた場合、水産資源が自ら持っている再生産力が阻害され、資源水準の大幅な低下を招くおそれがあります。

このため、水産資源を持続的に利用していくためには、資源の保全・回復を図るための適切な「資源管理」の取組が必要となります。

2. 資源管理の手法

資源管理の手法は、以下の3つに大別されますが、我が国においては、各漁業の特性や関係する漁業者の数、対象となる資源の状況等により、これらの管理手法を使い分け、組み合わせながら、「資源管理」が行われてきています。

- 漁船の隻数や規模、漁獲日数等を制限することによって漁獲圧力を「入口」で制限する投入量規制（インプット・コントロール）
- 漁船設備や漁具の仕様を規制すること等により若齢魚の保護等、特定の管理効果を発揮する技術的規制（テクニカル・コントロール）
- 漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）の設定等により漁獲量を制限し、漁獲圧力を「出口」で制限する産出量規制（アウトプット・コントロール）

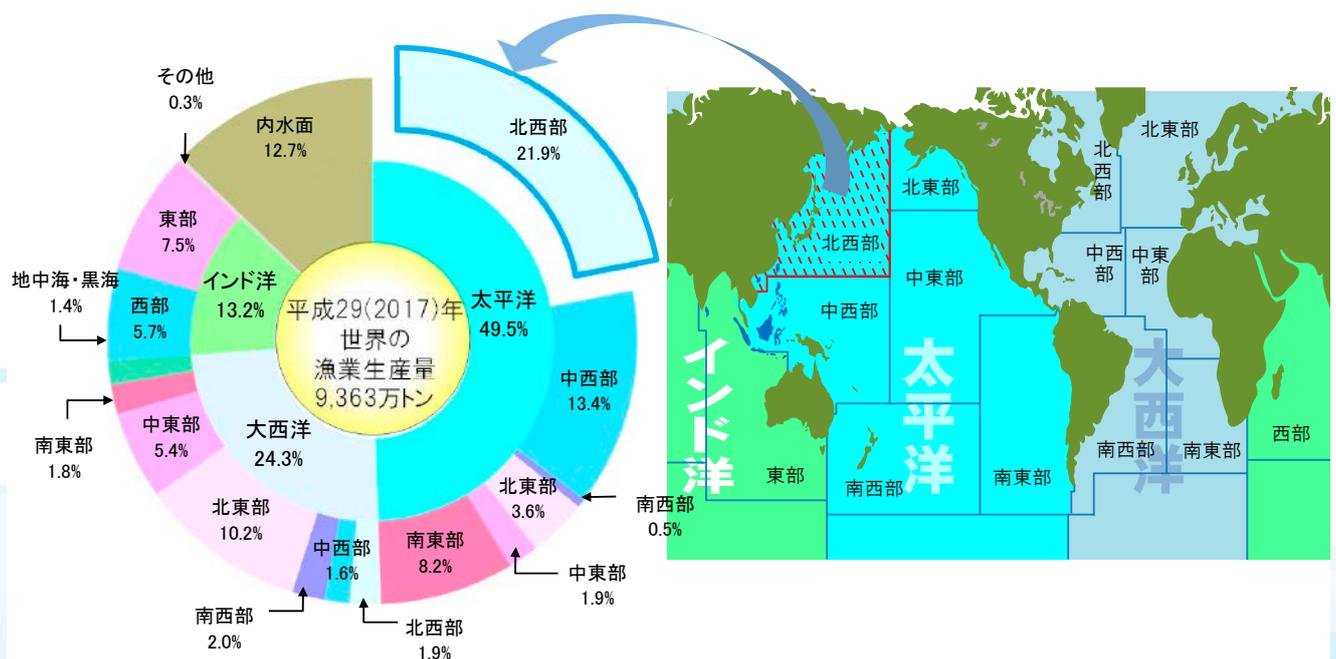


資源管理手法の関連図

3. 我が国周辺水域の水産資源の状況等

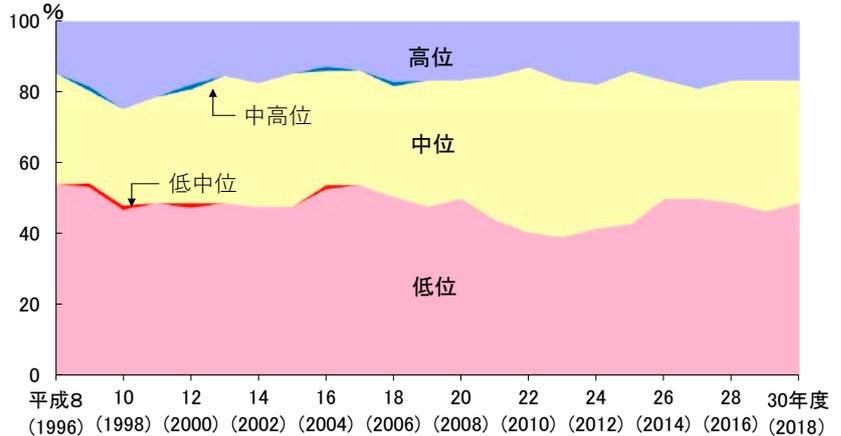
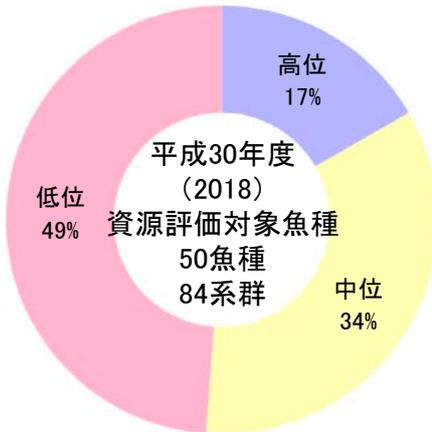
我が国周辺水域が含まれる太平洋北西部海域は、世界で最も生産量が多い海域であり、平成 29 年には、世界の漁業生産量の 22% に当たる 2,052 万トンの生産量があります。

この海域に位置する我が国は、広大な領海及び排他的経済水域（EEZ）を有しており、南北に長い我が国の沿岸には多くの暖流・寒流が流れ、海岸線も多様であることから、その周辺水域には、世界 127 種の海生ほ乳類のうちの 50 種、世界約 1 万 5 千種の海水魚のうちの約 3 千 7 百種（うち我が国固有種は約 1 千 9 百種）が生息しており、世界的にみても極めて生物多様性の高い海域となっています。



世界の主な漁場と漁獲量

[資料：FAO「Fishstat(Capture Production)」]



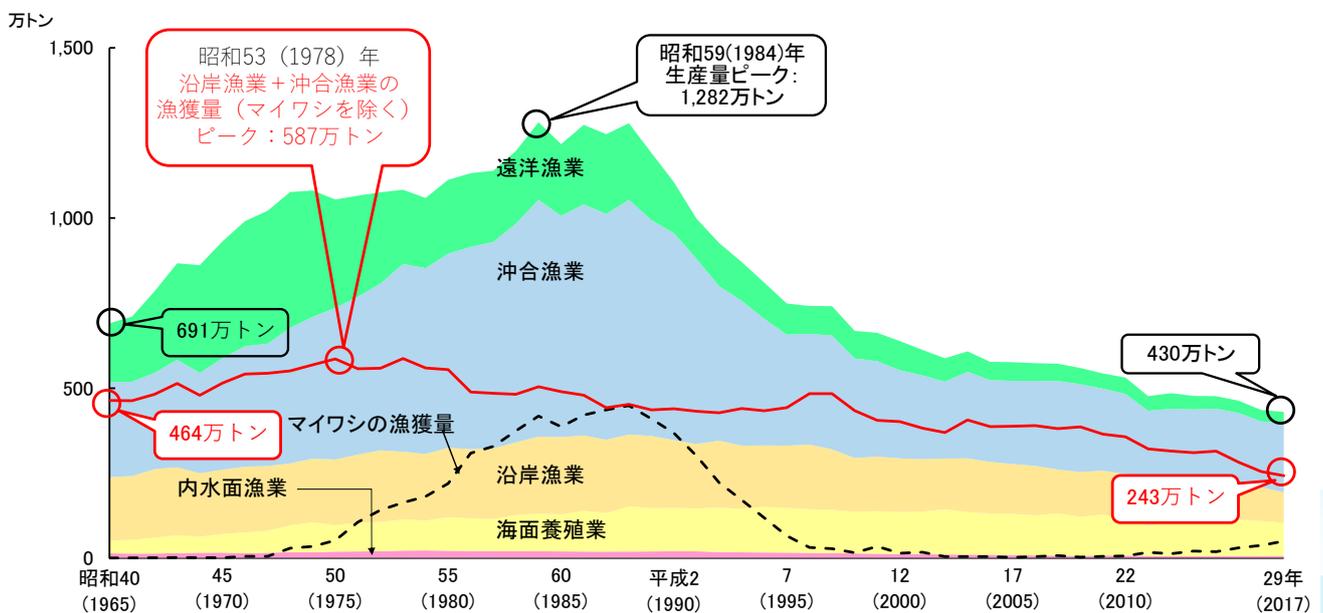
我が国周辺水域の水産資源水準の状況と推移 (資源評価対象魚種)

[資料：水産庁・(研)水産研究・教育機構「我が国周辺水域の漁業資源評価」に基づき水産庁で作成]

平成30年度の我が国周辺水域の資源評価結果によれば、資源評価の対象となった50魚種84系群のうち、資源水準が高位にあるものが14系群(17%)、中位にあるものが29系群(34%)、低位にあるものが41系群(49%)と評価されました。魚種・系群別にみると、マイワシ太平洋系群やマサバ太平洋系群については引き続き資源量に増加の傾向が見られる一方で、スケトウダラ根室海峡系群やスルメイカ冬季発生系群については資源量に減少の傾向が見られています。

4. 新たな資源管理システム

我が国においては、漁業生産量が長期的に減少傾向にあるという課題に直面しています。その要因は、海洋環境の変化や、周辺水域における外国漁船の操業活発化等、様々な要因が考えられますが、より適切に資源管理を行ってれば減少を防止・緩和できた水産資源も多いと考えられます。



我が国漁業生産量の推移

[資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」]

このような状況の中、平成30年12月、第197回臨時国会において、漁業法及び水産業協同組合法の改正を柱とする「漁業法等の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布されました。この法改正は、平成29年12月に水産庁が示した「水産政策の改革の方向性」とこれを具体化した平成30年6月の「水産政策の改革について」に基づき、政府提案により行われたものですが、「新たな資源管理システムの構築」が、この法改正の一つの柱となっています。改正後の漁業法(新漁業法)の下での「新たな資源管理システム」の概要は以下のようになっています。

新たな資源管理システム（ポイント）

新たな資源管理システムの導入（TAC管理）

我が国の資源管理は、許可制度に基づく船舶のトン数規制などを中心とし、アジ、サバなどは漁獲可能量（TAC）制度の下で漁獲量管理を行ってきましたが、TAC対象魚種が限られていたこと等もあり、漁業生産量の減少は続いています。

このため、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復することを目標として、TACを基本とする新たな資源管理システムを構築することで漁獲量等の増大を目指します。（TAC対象魚種は早期に6割→8割を目指す（漁獲量ベース））

【概要】

- ✓ 資源管理は、資源評価に基づき、TACによる管理を行い、資源を現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量を達成できる水準に維持又は回復させることが基本
- ✓ 資源調査を行い、その結果による資源評価を踏まえて資源管理目標を設定
- ✓ 資源管理目標に従いTACを設定

実施に当たっての配慮

沿岸漁業は、船舶の数が多く、多様な魚種を来遊に応じ漁獲し、多数の港で多種類を少量水揚げすることから、漁獲量の把握や魚の資源評価が難しい実態があるため、まずは漁獲量を適切に把握する体制づくりが必要となります。

漁獲割当て（IQ）の導入

TACを漁業者又は船舶ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりTACの管理を行う漁獲割当て制度（IQ）には、

- ① 責任が明確化されることにより、より確実な数量管理が可能となるとともに、
- ② 割り当てられた漁獲量を漁業者の裁量で計画的に消化することで効率的な操業と経営の安定が促される

といったメリットがあります。

このため、準備が整った漁業・海域からIQを導入することにより、早いもの勝ちで魚を獲るのではなく、漁業者が計画的に操業時間・日数を調整できる効率的な漁業を実現します。

【概要】

- ✓ 特定の魚種、漁業種類、操業区域の区分において、船舶毎のIQを導入
- ✓ IQの準備が整わない場合は、従来どおり漁獲量の合計による管理を実施
- ✓ IQの移転は、船舶の譲渡など、一定の場合に限定し、大臣等の認可が必要

実施に当たっての配慮

- IQ導入は、操業の隻数が比較的少なく、水揚港も限定される等管理のための条件が整っている大臣許可漁業から順次導入していくことになると考えています。
- 沿岸漁業については多種多様な資源を来遊に応じて漁獲し、船舶の数も多いという特性があるため、漁獲量の把握が難しいという問題を解消しつつ、準備が整ったものから導入の可能性を検討してまいります。
- 大臣許可漁業においては、漁業者がこれまで取り組んできた資源管理措置を尊重しつつ、IQ導入のメリットが十分に発揮され、資源管理が適切に行われるようにしていきます。

（1）資源管理の基本原則（第8条）

新漁業法では、第8条に「資源管理の基本原則」が規定されています。

ア 「漁獲可能量」による管理

資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、漁業時期又は漁具の制限その他の漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うこととされ、更に、漁獲可能量による管理は、管理区分（水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、特定の水域、漁業の種類等によって構成される区分）ごとに漁獲可能量を配分し、その漁獲可能量を超えないように、漁獲量を管理することにより行うものとされています。

「漁獲可能量」は、「水産資源ごとに1年間に採捕することができる数量の最高限度として定められる数量」と定義されていますが、当然ながら、現行の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（TAC法）における「漁獲可能量」の定義と非常によく似たものとなっています。両者の実質的な違いは、TAC法における「漁獲可能量」が、「排他的経済水域等」における採捕に係るものに限定された概念であるのに対し、新漁業法においては、そのような限定がないことにあると言って差し支えないでしょう。

現在、TAC法に基づく「漁獲可能量」による管理の対象となっている海洋生物資源は、サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ、クロマグロの計8種類に限られています。新漁業法が施行されれば、TAC法に基づく「漁獲可能量」による管理は、新漁業法に基づく「漁獲可能量」による管理に順次移行していくこととなりますが、同法では「漁獲可能量による管理」が資源管理の基本となるので、当然、その対象となる水産資源（特定水産資源）の種類を増やしていくこととなります。「漁獲可能量」による管理の対象種拡大については、今後、早期に漁獲量ベースで8割を特定水産資源とする

ことを目指しています。

イ 「漁獲割当て」による漁獲量の管理

漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（漁獲割当て）により行うことを基本とすることとされています。ここでいう「漁獲割当て」とは、一般に IQ (Individual Quota= 個別割当て) 方式として知られる漁獲量管理手法です。

現在、大臣管理漁業のレベルで「漁獲割当て」による漁獲量の管理が行われている魚種としては、「日本海べにすわいがに漁業」におけるベニズワイガニ、「遠洋かつお・まぐろ漁業」における大西洋クロマグロ及びミナミマグロがありますが、いずれも、現在の TAC 法に基づく「漁獲可能量」の対象海洋生物資源ではありません。

こちらについても、新漁業法の下では、「漁獲割当て」による管理が基本となるので、その対象となる資源や管理区分を増やしていくこととなります。今後、操業の隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定される等、管理のための条件が整っている大臣許可漁業から、順次、導入を進めることとしています。

ウ 漁獲量の総量の管理等

「漁獲割当て」を行う準備の整っていない管理区分においては、水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより、漁獲量の管理を行うものとされています。すなわち、「漁獲割当て」が導入できない管理区分においては、「非個別割当方式」、いわゆる「オリンピック方式」による漁獲量の管理手法が適用されるとするものです。

更に、この「漁獲量の総量の管理」を行う場合において、水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案して漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められるときは、当該管理区分に係る「漁獲努力可能量」を超えないように、漁獲努力量の総量の管理を行うものとされています。「漁獲努力可能量」は、「管理区分において当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量」と定義されていますので、このような場合においては、「漁獲可能量」を「漁獲努力量」に換算した上で、「漁獲努力量の管理」を通じて間接的に漁獲量の管理を行うということになります。

(2) 資源調査及び資源評価（第9条）

資源評価（水産資源の資源量の水準及びその動向に関する評価）及び資源評価を行うために必要となる情報を収集するための資源調査は、資源管理の基礎となる極めて重要なものです。

新漁業法第9条は、農林水産大臣が、①海洋環境に関する情報、水産資源の生息又は生育の状況に関する情報、採捕及び漁ろうの実績に関する情報その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査（資源調査）を行い、②資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施する、と規定しています。

また、資源評価を行うに当たり、農林水産大臣は、全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとされています。令和元年度における我が国周辺水域の資源評価の対象は50種87系群となっていますが、これを令和5年度までに200魚種程度にまで拡大し、それ以降もデータの蓄積と資源評価精度の向上を図っていくこととしています。

なお、同条には、農林水産大臣は、国立研究開発法人水産研究・教育機構に、資源調査又は資源評価に関する業務を行わせることができる旨規定されており、同機構が、新漁業法に基づく資源調査・資源評価における中心的な役割を担っていくことが明示的に示唆されています。

(3) 資源管理基本方針（第11条）

新漁業法第11条は、農林水産大臣が、資源評価を踏まえて、「資源管理基本方針」を定めるものと規定しており、同方針において定める事項は、次の8項目とされています。

- ① 資源管理に関する基本的な事項
- ② 資源管理の目標
- ③ 「漁獲可能量」による管理を行う水産資源（特定水産資源）及びその管理年度
- ④ 「特定水産資源」ごとの大臣管理区分
- ⑤ 「特定水産資源」ごとの「漁獲可能量」の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
- ⑥ 大臣管理区分ごとの漁獲量等の管理の手法
- ⑦ 「漁獲可能量」による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- ⑧ その他資源管理に関する重要事項

これら「基本方針」に定める事項の構成は、TAC法第3条に基づく「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」（基本計画）に定める事項の構成と、実質的に類似するところがありますが、TAC法の下では、「漁獲可能量」やその大臣管理漁業別、都道府県別等に定める数量そのものを「基本計画」に定めることとされているのに対し、新漁業法では、「基本方針」に定めるのは、「漁獲可能量」の「配分の基準」までとなっており、具体的な数量については、「基本方針」とは別に、農林水産大臣が定めるものとされている点が、一つの大きな違いと言えます。

また、新漁業法では、「資源管理の目標」を「基本方針」に定めることとなっていることも、TAC法に基づく「基本計画」との違いとして注目すべき点です。

「資源管理基本方針」については、これを定めようとする時の水産政策審議会の意見聴取、定めたときの公表、必要があると認めるときの変更等の手続規定が設けられていますが、これらについては、TAC法の「基本計画」に係るものと同様の規定となっています。

なお、新漁業法第14条には、都道府県知事が、「資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行う」ために定める「都道府県資源管理方針」について、「資源管理基本方針」に準じる形で規定されています。

(4) 資源管理の目標（第12条）

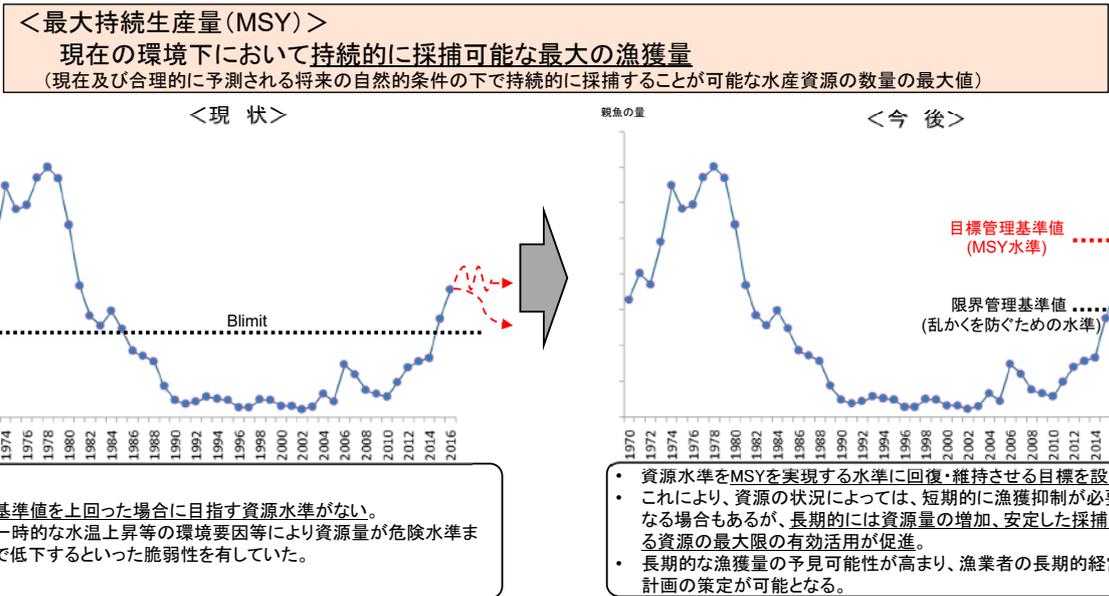
「資源管理基本方針」に定める「資源管理の目標」については、新漁業法第12条において詳細な規定がなされており、資源評価

が行われた水産資源について、水産資源ごとに次の2つの資源量の水準の値を定めるものとされています。

- ① 最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値（目標管理基準値）
- ② 資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（限界管理基準値）

これまで、TAC法の下では、実態として、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量（Blimit）への回復・維持を目指した管理が実施されてきましたが、今後は、これら2つの値に基づいて管理が進められていくこととなります。

なお、「最大持続生産量」(MSY: Maximum Sustainable Yield) は、水産資源学の導入部分で登場する極めて基礎的な概念ですが、法的な枠組みにおいても、資源管理に係る基本的な考え方に関連してしばしば言及されているものです。国連海洋法条約においては、沿岸国による排他的経済水域における生物資源の保存・管理措置は、最大持続生産量を実現することのできる水準に漁獲される種の資源量を維持し又は回復することのできるようなものとするとの規定（第61条3）が、TAC法においては、漁獲可能量等に関する事項は、最大持続生産量を実現することができる水準に特定海洋生物資源を維持し又は回復することを目的として定めるものとする旨の規定（第3条第3項）が、それぞれ置かれています。



資源管理の目標

なお、水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし、これらの値を定めることができないときは、「当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、又は回復させるべき目標となる値を定める」ものとするされています（第12条第2項）。

(5) 漁獲可能量等の設定（第15条・第16条）

農林水産大臣は、「資源管理基本方針」に即して、「特定水産資源」ごと及びその管理年度ごとに、次の3つの数量を定めるものとされています。

- ① 「漁獲可能量」
- ② 「漁獲可能量」のうち各都道府県に配分する数量（都道府県別漁獲可能量）
- ③ 「漁獲可能量」のうち大臣管理区分に配分する数量（大臣管理漁獲可能量）

このうち、①の「漁獲可能量」を定める際に従う4つの基準が、以下のとおり、上記（4）の「資源管理の目標」の値を用いる形で規定されています。

- ① 資源水準の値が「目標管理基準値」を下回っている場合：資源水準の値が「目標管理基準値」を上回るまで回復させる。
- ② 資源水準の値が「限界管理基準値」を下回っている場合：「資源水準を目標管理基準値にまで回復させるための計画」に従って、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させる。
- ③ 資源水準の値が「目標管理基準値」を上回っている場合：資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持する。
- ④ 第12条第2項に基づき「その維持し、又は回復させるべき目標となる値」を定めた場合：推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は上回る状態を維持する。

また、これに関する手続きとして、定めようとする時の水産政策審議会及び関係都道府県知事の意見聴取、定めたときの都道府県知事への通知及び公表等が規定されていますが、これらについては、TAC法における「漁獲可能量」等の設定に係る取扱いと同様の規定になっています。

なお、新漁業法第16条は、都道府県知事が、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めるものとしており、これを定める手続きとして、関係海区漁業調整委員会の意見聴取、農林水産大臣の承認、知事管理漁獲可能量の公表等が規定されています。

(6) 漁獲割当てによる漁獲量の管理（第17条～第29条）

「漁獲割当て」による漁獲量の管理については、TAC法においても「割当てによる採捕の制限」（同法第11条）として規定され

ていますが、その内容は、基本的な考え方・仕組みを示すに留まっています。

これに対し、新漁業法においては、第17条～第29条に、「漁獲割当てによる漁獲量の管理」の具体的な実施・運用方法が規定されています。

ア 漁獲割当て割合

「漁獲割当て」による漁獲量の管理を行う管理区分（漁獲割当て管理区分）において対象となる特定水産資源を採捕しようとする者は、農林水産大臣又は都道府県知事に申請して、当該特定水産資源の採捕に使用しようとする船舶等ごとに漁獲割当ての割合（漁獲割当て割合）の設定を求めることができるとされています。すなわち、採捕者に対して「漁獲割当て」の数量が設定されるのではなく、まずは、その「割合」が設定されるという仕組みとなっているということですが、これは、管理区分に配分される「漁獲可能量」が必ずしも毎年同量というわけではない（むしろ、資源状況等に応じて毎年変化する）、ということ踏まえれば、合理的な仕組みであると言えます。

この「漁獲割当て割合」の有効期間は、1年を下らない農林水産省令で定める期間とするとされており、農林水産大臣又は都道府県知事は、船舶等ごとの漁獲実績等を勘案してあらかじめ基準を定め、これに従って「漁獲割当て割合」の設定を行わなければならないとされています。

なお、「漁獲割当て割合」の移転については、船舶等とともに譲り渡す場合等であって、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、これを行うことができるものとされています。

イ 年次漁獲割当て量

農林水産大臣又は都道府県知事は、管理年度ごとに、「漁獲割当て割合」の設定を受けた者（漁獲割当て割合設定者）に対し、「年次漁獲割当て量」を設定するものとされており、「年次漁獲割当て量」は、「当該年度に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量に、漁獲割当て割合設定者が設定を受けた漁獲割当て割合を乗じて得た数量」とされています。式で表すと、次のとおりです。

「年次漁獲割当て量」＝「大臣管理・知事管理漁獲可能量」×「漁獲割当て割合」

この「年次漁獲割当て量」の移転については、他の「漁獲割当て割合設定者」に譲り渡す場合等であって、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、これを行うことができるものとされています。

ウ 採捕の制限

「年次漁獲割当て量」の設定を受けた者（年次漁獲割当て量設定者）でなければ、当該「漁獲割当て」の対象となる特定水産資源を目的とする採捕を行ってはならず、「年次漁獲割当て量設定者」は、「年次漁獲割当て量」を超えて当該「漁獲割当て」の対象となる特定水産資源を目的とする採捕を行ってはならないこととされています。

エ 漁獲量等の報告

「年次漁獲割当て量設定者」は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、漁獲量等を、農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならないこととされています。

（7）漁獲量等の総量の管理（第30条～第34条）

漁獲量等の総量の管理による漁獲量の管理は、基本的には、TAC法の下でこれまで行われてきている漁獲量の管理と同様の仕組みとなります。

すなわち、特定水産資源の採捕をする者による漁獲量等の報告を受け、農林水産大臣又は都道府県知事が、それぞれの管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分に係る漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるとき等に、当該漁獲量の総量等の公表、関係する採捕者に対する必要な助言、指導又は勧告を行い、最終的にそれぞれの管理区分の「漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合」には、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができますとされています。

（8）資源管理協定（第124条・第125条）

法令に基づく公的規制と漁業者による自主的管理の組み合わせにより資源管理を実施する体制は、今後も新漁業法の下で継続されることとなります。

現在は、平成23年度に導入された、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する「資源管理指針・計画体制」の下で自主的・計画的な資源管理が推進されており、令和元年8月時点で、2,041の「資源管理計画」が作成・実施されています。

新漁業法は、「漁業者は、漁獲割当て管理区分以外の管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、（中略）農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる」旨規定しています。当該協定には、①協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類、②協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法、③協定の有効期間、④協定に違反した場合の措置等を定めるものとされており、農林水産大臣又は都道府県知事が協定の認定をする場合の基準は、以下のとおり規定されています。

- ① 「資源管理基本方針」又は「都道府県資源管理方針」に照らして適当なものであること
- ② 不当に差別的でないこと
- ③ 新漁業法及び同法に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと
- ④ 特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものと認められるものであること（特定水産資源を対象とする協定の場合）
- ⑤ 新漁業法及び同法に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること（特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定の場合）
- ⑥ その他農林水産省令で定める基準を満たしていること

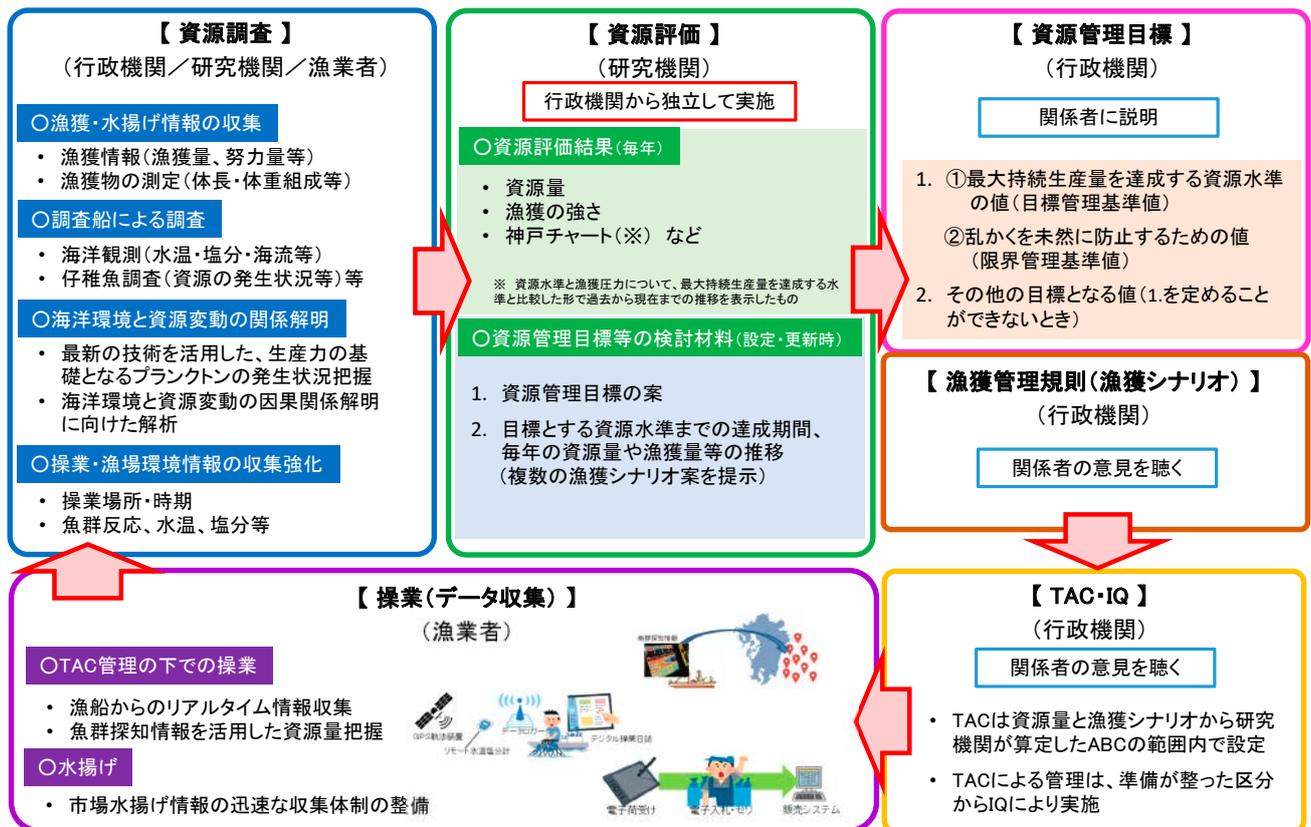
今後、現行の「資源管理計画」は、新漁業法の施行後、順次、「資源管理協定」に移行されていくことが期待されます。

(9) 新漁業法の施行に向けて

新漁業法は、公布から2年以内、すなわち本年12月14日までに施行されることとなっています。現在、その施行のための政令や告示、運用通知等の準備が進められているところですが、資源管理に関しては、上記(3)の「資源管理基本方針」等がこれに含まれます。

実態面では、新漁業法の下で新たな資源管理が開始できるよう優先的に検討を開始する資源とされたマサバ及びゴマサバの4系群について、資源の状況(資源量と漁獲の強さ)と資源管理の目標、目標を達成するための漁獲シナリオに関する関係者(ステークホルダー)間の共通認識醸成を目的とする「資源管理方針に関する検討会」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/kentoukai.html>)が開催されてきており、新たな枠組みの下での資源管理の方向性が固まりつつあります。今後、他の魚種についても、順次、同様のプロセスにより関係者の理解を深めながら、新体制への移行を進めていくこととしています。

資源管理の流れ (特定水産資源の場合)



編集後記 窓辺のカーテン

本号をもって、昭和45年8月から続いた「漁政の窓」は時代の流れによって廃刊となります。50年にわたり、ご愛顧頂きありがとうございました。

今後は水産庁ホームページ、ブログやフェイスブックなどにより、水産に関する情報発信を積極的に行ってまいります。

皆様にとって水産施策が分かりやすく、面白く、興味深い記事を引き続き書いてまいりますので、引き続き応援宜しくお願いします。

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111 (内線6505)

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

水産庁施策情報誌 **漁政の窓**

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>